



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	質疑
Citation	北大法学論集, 52(5), 256-260
Issue Date	2002-01-11
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15111">https://hdl.handle.net/2115/15111</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	52(5)_p256-260.pdf



## 質 疑

吉田克己（北海道大学大学院法学研究科教授・司会） 十二時

終了を一つの目安にしてレミイ先生には報告をお願いしておきましたところ、時間を守っていただきました。本格的な議論は午後に予定しておりますけれども、折角ですので、多少時間を割いて質疑応答をしたいと思います。何か質問がございましたら、どうか。

金山直樹（法政大学法学部教授） お教えいただきたいのは、

第一部と第二部とでやはり矛盾があるように見えるのですが、それをレミイ先生がどのように説明するか、という点です。つまり、第一部においては、プラニオルは、懐疑主義の実証主義者というのでしょうか、あるいは刹那主義といえますか、そういう感じのイメージで提示されたと思うのですが、第二部では、彼は、確信に満ちた法実証主義者として現れ、結局、厳格な体系を作り上げてしまった。そこをどういう風に説明できるのですか、という質問です。

レミイ 大変興味深い質問を提示していただいてもありがとうございます。私にとつても、プラニオルには「矛盾」があるわけです。報告でも申しあげましたように、プラニオルは、

懐疑主義的な実証主義者でした。実証主義者というのは、法を事実として見ようというのが彼の観点だったからであり、懐疑主義というのは、彼が、法の持っている徳というものを信じない、さらに法の進化というものを信じない、そういうことです。にもかかわらず、プラニオルは体系を作った。これをどう説明するか、これが問われたわけでありませうけれども、私が見るところ二つの目的があつただろうと思います。

第一に、彼は大学の教授であつた、ということ指摘しておきたいと思ひます。教授として一貫した法の体系を作る必要があつた。ここには教育上の目的があつたわけです。彼によれば、各人はその役割を果たすべきである。つまり、裁判官は判決を下す、公証人は公正証書を作成する、そして大学教授は大学教授だ、自分は大学教授であるが故に体系を作る、というわけです。

第二に、プラニオルは、この体系の内部で概念を構成しました。なぜかといひますと、彼は、法の背後に利害の対立があることをよく知つていたし、そして、利害対立の中で概念がどのような役割を果たしうるかをよく知つていたからです。それは、首尾一貫性を確保することによって、利害対立の解決に力を与えることができるのです。プラニオルが自らの体系を信じてい

たかどつかはよく分かりませんけれども、プラニオルがそういう形でそれを利用したということはたしかです。彼は、そのような具体的な目的との関係で自己の体系を利用したのです。これは「矛盾」を説明するものではないでしょうか。プラニオルは、体系や永遠の真理を信じたわけではないでしょう。そうではなくて、彼は、利益を擁護した、体系を通じて利益を擁護したのです。

**金山直樹** あと一点、補足的に質問させて下さい。レミイ先生は、報告の中で、プラニオルの独創的な理論の例として、普遍的消極義務としての所有権理論と、契約責任に関する理論を挙げられました。この二つの例は、先生が今指摘された二つの理由、つまり第一に教育目的、第二に利害対立の解決という二つの理由との関係で、どのように位置づけられるのでしょうか。この二つの例は、いずれも最初の教育目的という理由のほうに位置づけられるのでしょうか。

**レミイ** 必ずしもそうではありません。この二つは、それぞれ違っています、同一の次元ではつかまえられるのです。

まず、民事責任ですが、プラニオルは、その最初の著作で、フォート (Faute) 観念を擁護しました。フォート観念の擁護から出発して、彼は、先行的に存在する義務についての懈怠とい

う点に基礎を置く民事責任の一般理論を構築したのです。ここでは、諸利害の対立から体系が導かれている。つまり、利益から体系への移行が見出されるわけです。

所有権については、事情はまったく異なります。プラニオルは、所有権理論を展開した時点では、すでに債務法の一般理論を造り上げていました。所有権を普遍的消極債務として捉まえる見方はいわばその適用で、この見方を提示する際には、彼はむしろ教師として行動していたといえるのではないのでしょうか。この理論の背後に、何か利害の対立があるわけではないと思います。

**藤原正則** (北海道大学大学院法学研究科教授) 先生が講演の

最後、講演原稿(「二九」)の最後のところで、プラニオルの体系の「損害を与える所為の賠償」の中に、不法行為とか、債務不履行、古典的な準契約、それから不当利得を入れている点について確認させて下さい。不当利得が契約外の債務発生原因ということでは正しいのかもしれませんが、「損害を与える所為の賠償」が不当利得だったら、プラニオルは間違っているように思うのですが……。

**レミイ** たしかにこれは多分間違いですね。でも、これは、私の間違ひではなくてプラニオルの間違ひです。現在の分類の仕

方は、これとは違います。

プラニオルは、契約の領域ですでに賠償の観念を一般化し、さらにそれを古典的な準契約、つまり事務管理や非債弁済に拡大したのです。この時期、判例は、不当利得という観念を作り出しつつありました。プラニオルは、意図的に、この不当利得を広大な「損害を与える所為の賠償」の一つに位置づけたのです。この概念は、私たちが不法行為責任とか契約責任とかいつているものだけではなくて、他人の損失において原因なしに利得する場合も含んでいたのです。別の説明をしますと、「損害を与える所為」にはいろいろな行為が含まれ、そこには有責性(criminalité)の段階性があります。つまり、有責性の高い行為から低い行為まで、さまざまなわけです。不当利得は、この中でも有責性の一番低いものです。しかし、それでもなお、「損害を与える所為」には入っているのです。

吉田克己(司会) その他に、いかがでしょうか。

東海林邦彦(北海道大学大学院法学研究科教授) プラニオルが物権―債権の二元的な構成なしでも民法の体系は作れる、作るべきであるという主張をしていたというふうにお聞きしたのですが、まず、そういう理解で良いのかということと、それから、レミイ先生御自身もそれに賛成しているのかという、二点

についてお教えてください。

レミイ 二つのご質問がありました。まず第一点目につきましては、そのようなご理解で結構です。プラニオルは、少なくとも財産法の全体については、——つまり、家族法は別ですがけれども——obligation(債務)という単一概念で統一的に説明することが可能と考えていました。彼によれば、物権は、特別の形態を採った債権にはかならないわけです。つまり、物権は、不作為という消極的債務であり、普遍的であるという点に特徴が求められるにすぎないのです。講演の中でも申し上げましたように、プラニオルは、物権がすべての者にとつての消極的不作為債務という特徴を備えていることから、それを、生命、名誉、健康を尊重する債務と類似したものと捉えました。これらは、不作為債務であり、普遍的債務であるという同一の構造を備えているのです。要するに、プラニオル理論の下では、債権は物権を呑み込んでしまいます。物権は、債権の一形態にすぎなくなるのです。

二点目のご質問は、私自身がどう考えるか、ということでした。現在のフランスの民法学者はすべて同意見ですけれども、私は、物権に関する先ほどの理解は誤っている、と考えています。そこで、あらためてプラニオルがフランス法学史の中でど

ういう位置を占めているかというのを考えてみますと、プラニオルは、間違いなく、フランス国内で非常に大きな影響を与えました。彼は、フランスの古典的タイプの学者で、この点では、サレイユやジェニイとは対照的でした。この二人は、フランス

の古典的タイプの学者ではなかったのです。もつとも、その故にこの二人は外国で成功したともいえるのですが……。サレイユとジェニイあるいは少なくともサレイユは、ドイツ人のように考え、ドイツ人に生まれ、ドイツで広く知られている。その結果、彼らは、イタリアやスペインでも広く愛好されることになりました。一九世紀の末葉から、彼らは、ドイツ法的な考え方の故に、外国において著名になったのです。プラニオルの位置はこれと違います。プラニオルは、典型的にフランス的な法律家でした。彼は、フランスで広く知られています。彼は、ま

でもない。彼が概念を作り体系を作ったのは、利益を擁護するためでした。これはまことにフランス的であり、プラニオルは、典型的にフランス的な法律家だったので。

それでは、プラニオルのフランス法に対する影響関係はどうかといいますと、現在でもなおかつかなり強いものがあります。たとえば彼の『民法概論』は、いままなお多くの者にとって非常に示唆に富んだ民法学の基本文献であることに間違いはありません。しかしながら、プラニオルの理論自体が非常に大きな成功をおさめたかという点、そういうわけでは必ずしもありません。その理論は、プラニオルが期待したような成功はおさめていないのです。フォートに基礎づけられた彼の民事責任に関する一般理論は、あまり成功していません。少なくとも、彼が擁護しようとした物の所為による責任の領域ではそうです。それに対して、彼が考えもしなかった契約不履行の領域では、その理論が受け入れられるという結果になっています。彼の物権に関する理論も受け入れられていません。債務の分類も、多くの著者によって引用はされていますが、同様です。要するに、プラニオル理論の中には、思いがけない成功をおさめたものもあるのですが、物権論などを始めとして、プラニオルにとつてより重要な多くの理論は、学説には受け入れられることなく終

わったのです。

**吉田克己(司会)** まだ質問があるかもしれませんが、時間が十二時半近くになりましたので、午前の部はこれで終わりにいたします。